

生活保護担当の人員体制に関する調査について 令和6年4月現在
福祉部生活支援課

① 査察指導員・現業職員（常勤）の各人数

	R3.3末	R6.3末
被保護世帯	1,407世帯	1,430世帯
査察指導員	2人	3人
現業職員（常勤）	17人	18人
現業員1人当たりの担当	82.76世帯	79.44世帯

② 資格の取得状況と人数と割合

区分	R3.4		R6.4	
	人数	割合	人数	割合
社会福祉主事	17人	89.47%	16人	76.19%
社会福祉士	2人	10.53%	5人	23.81%
精神保健福祉士	0人	0%	0人	0%

③ 経験年数 査察指導員の人数と割合

区分	R3.4		R6.4	
	人数	割合	人数	割合
1年未満	0人	0%	0人	0%
1～3年未満	0人	0%	0人	0%
3～5年未満	1人	50%	2人	67%
5年以上	1人	50%	1人	33%

④ 経験年数 現業職員（常勤）の人数と割合

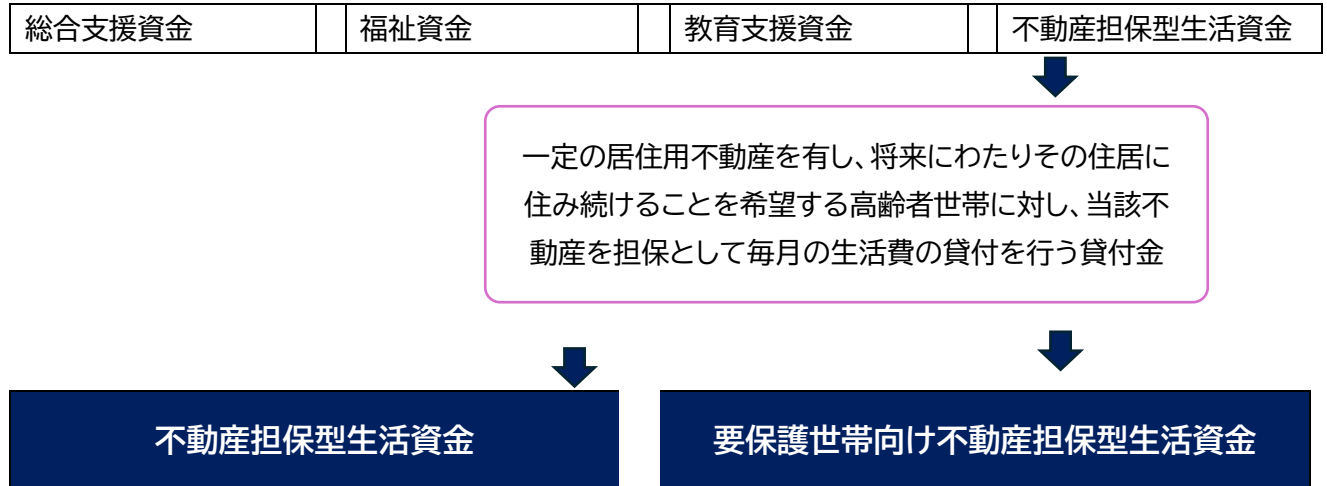
区分	R3.4		R6.4	
	人数	割合	人数	割合
1年未満	5人	29.41%	1人	5.56%
1～3年未満	10人	58.82%	14人	77.78%
3～5年未満	2人	12%	3人	16.67%
5年以上	0人	0%	0人	0.00%

※

※1年以上2年未満 8人、2年以上3年未満 6人

資料 1-2

社会福祉協議会の4つの生活福祉資金貸付制度



資料 1-3

障害者加算について

障害者加算	生活保護を受給している世帯に一定の障がいがある方がいる場合、 生活保護費に上乗せして支給される加算	
	対象	1. ※身体障害者手帳 1 級または 2 級、もしくは※障害年金 1 級程度の障がいがある方 2. 身体障害者手帳 3 級、もしくは障害年金 2 級程度の障がいがある方 3. 精神障がいの方は、障害年金を受給していない状態で精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を所持していれば、障害者加算の対象になる場合がある ※ 症状固定と診断されていなければ、初診日から 1 年 6 ヶ月が経過するまで、申請が受理されない
	補足説明	● 入院中であつたり介護施設に入所していたりする場合も加算あり ● 障害者手帳と障害年金のどちらかの等級が該当しなくても、もう一方が該当していれば加算を受けられるので、申請手続きをする

身体障害者手帳	1級	2級
視覚	92	63
聴覚・平衡機能	35	71
音声・言語機能	7	8
肢体不自由	591	499
内部障害	1088	20
合計	1813	661

精神障害者保健福祉手帳	1級	2級
	100	629

R6 年3月31日現在 木更津市の市政の概要より

障害者加算に加えて、以下の対象世帯に該当する方であれば、加算を得られる場合があります。 申請必要

加算名	対象世帯
重度障害者加算	※身体障害者手帳 1 級または 2 級、もしくは※障害年金 1 級程度の障がいがある方
重度障害者家族介護料	身体障害者手帳 1 級または 2 級、障害年金 1 級程度の障がいがある方を、同一世帯に属するものが介護している世帯 ※精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方も対象
在宅重度障害者介護料(他人介護料)	介護保険サービスなどを利用限度額まで利用しても、さらに介護が必要で、家族以外から介護を受ける世帯
在宅患者加算	結核患者もしくは 3 ヶ月以上にわたって医師の診断により在宅で治療や栄養補給を要する方がいる世帯

※ 日常生活において常時介護を必要とする方 とは 厚生労働省の見解

厚生労働省は、生活保護受給世帯への支給額算定に関し、家族を介護している場合に上乗せされる家族介護料加算の対象となる世帯の障害児者が、介護・障害福祉サービスを利用したことで一律に家族介護料が加算されなくなるわけではないとの見解

渡辺市長の施政方針 抜粋

施政方針	第3 まちを支える人づくり		第6 構想の実現に向けて	
	社会教育の充実	公民館	協働によるまちづくりの推進	公民館
令和7年度	● 市民が学び直しをする機運の高まりに応じ、出前講座や官学連携による「きさらづ市民カレッジ」の開催など、より多くの市民・団体等が参加できる学習機会の創出に取り組んでまいります。	● 市民の多様なニーズに応じた学びの機会を提供し、自主的な社会教育活動を促進するとともに、地域社会における新たなコミュニティの場を創出してまいります。	● 更なる地域自治の活性化をめざし、地区担当職員制度の充実や各地区まちづくり協議会への支援を強化するとともに、地区間や関連団体との連携を深めてまいります。	● 地域の生涯学習・文化活動の中核的役割を担うとともに、各地域の多様な主体による取組を支援し、新たな価値とつながりを創出してまいります
令和6年度	● 市民の学習ニーズに応えるため、官学 連携による「きさらづ市民カレッジ」の開催など、より充実した学習機会 や交流の場の創出に取り組んでまいります。	● 市民ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、より多くの市民・団体が利用しやすい、未来につなげる地域コミュニティ活動の拠点づくりに向けた取組を推進してまいります。	● 地域自治の更なる推進に向け、地区まちづくり協議会に地区担当職員を派遣するとともに、地域コミュニティの交流拠点である金田地域交流センター「きさてらす」や公民館を活用し、地域の課題解決に自ら取り組む「市民力」、「地域力」強化を促進してまいります。	
令和5年度	● 市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、多種多様な学習機会を提供するとともに、その成果を地域社会で活かせるように支援してまいります。	● ICTを活用し、学習機会の多様化・拡充に取り組み、コミュニケーションや交流の場として豊かな人間関係を構築するとともに、地域の活性化を支える人材を育ててまいります。 ● また、地域交流の拠点としての機能を維持するため、施設・設備の定期的な補修や長寿命化を進めてまいります。	● 地域自治の更なる推進に向け、地区まちづくり協議会と地区担当職員の連携を図るとともに、 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」や金田地域交流センター「きさてらす」、各公民館を市民の活動拠点として活用しながら多様な主体間の交流による「市民力」、「地域力」の強化に向け取り組んでまいります。	
令和4年度	● 市民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学習するための環境整備や学習の成果を地域社会で活かすための仕組みづくりを進めてまいります。	● 施設規模に応じた自習スペースや市民の居場所としてのフリースペースづくりを推進してまいります。 ● また、公共施設予約システムの利用促進やデジタル弱者を対象とした「スマホ講座」などを実施するとともに、個別施設に応じた「公民館長寿命化計画」を策定し、老朽化対策に取り組んでまいります。	● 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」において、市民活動の牽引役となる人材の育成と市民活動団体間の交流・連携を促す機会を提供することにより、市民力の強化を図ってまいります。 ● 地域自治を担う地区まちづくり協議会と地区担当職員の連携を強化し、地域力の向上に取り組んでまいります。さらに、行政ポイント制度の充実を図り、市民の社会貢献活動や地域活動への積極的な参加を促してまいります。	

資料 2 - 2 金田地域交流センターでの事業

2025年3月議会質問資料
17番議員 田中紀子
大綱2中項目(2)小項目②関連資料

金田出張所の公民館的な活動について（回答）

①青少年に関する事業 4事業

事業名	実施回数
伝統文化生け花こども教室（小学生の部）	12回
伝統文化生け花こども教室（中学生・高校生の部）	12回
夏休み親子でキッチン！	1回
第4回かねだ通学合宿	1回（3日間）

②家庭教育に関する事業 3事業

事業名	実施回数
金田なかよし倶楽部	18回
金田マザーズカフェ	9回
家庭教育講演会	1回

③地域課題に関する事業 4事業

事業名	実施回数
てくてく木更津ワクワク散歩	1回
金田ワクワク運動教室（ボッチャ体験）	1回
かねだワンデイハイキング	1回
お飾りづくり教室	1回

④金田地区まちづくり協議会 事務局

【事業実施状況】

事業名	実施回数
コミュニティカフェ	12回
金田円卓会議	1回
金田地区防災ミニ学習会	1回
金田地区避難訓練	1回
干潟クリーン作戦参加	1回
木更津市防災ジュニアハイスクール協力	1回
金田地区文化祭参加	1回

【会議実施】 年5回

⑤金田地区青少年育成住民会議 事務局

【事業実施状況】

事業名	実施回数
かねだ通学合宿オリエンテーション	1回
第4回かねだ通学合宿	1回（3日間）

【会議実施】 年4回

⑥その他

事業名	実施回数
かねだ暮らしの寺子屋（高齢者学級）	5回
金田スマートフォン入門講座	2回

資料2-3 施設の利用料金と使用料

利用料金と使用料

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例	(利用料金) 第12条 3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
木更津市健康増進センターの設置及び管理に関する条例	(利用料金) 第13条 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	(利用料金) 第16条 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
木更津市民会館の設置及び管理に関する条例	(利用料金) 第16条 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
木更津市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例	(利用料金) 第13条 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする
木更津市立公民館設置及び管理運営条例	(使用の許可及び使用料等) 第9条 公民館を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第15までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。
木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例	(使用料) 第15条 使用者は、別表第1から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例	(使用料) 第15条 会館を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める福祉団体等が使用する場合の使用料は、無料とする。